

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長
(公印省略)

緊急事態等が発生した際の速報について（通達）

標記について、別添のとおり通達があったので、下記のとおり定める。

なお、緊急事態等が発生した場合の速報について（通達）（海幕運第1875号。26.2.25）は廃止する。

記

国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件・事故（以下「緊急事態等」という。）に際しては、別添2に基づき、内閣総理大臣及び防衛大臣等（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官及び事務次官をいう）への速報を迅速かつ確実に行う必要があり、部隊及び機関（以下「部隊等」という。）は、別紙第1第1項に示す緊急事態等の発生を認知した場合には、直ちに海上幕僚監部オペレーション作業室／統合作戦司令部海エレメントに対して速報を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体等に速やかに速報を行わなければならない。各部隊等においては、迅速に速報できる体制を確立するよう、隊員の教育、当直態勢の見直し等、実効性のある具体策をもって速やかな改善を図られたい。

別添2に定める速報基準に至らない事故等（別紙第1第2項に示す。）の場合であっても、他の機関から官邸等へ速報が入る場合があるため、当事者として遅滞なく関係機関へ報告する必要があることから、速報に準じて報告を行うものとする。いずれの場合においても、MS II クローズ系のチャットルーム等を活用し、海上幕僚監部、各部隊等が必要な情報を共有し適切に事態に対処できる態勢を整えるものとする。

緊急事態等と認められない事案は、既定の要領に基づき報告されることとなるが、別紙第1第3項に該当する場合、社会的影響があるものは地方公共団体等に通報するとともに、防衛大臣まで速やかに報告するため、海上幕僚監部オペレーション作業室／統合作戦司令部海エレメントに報告を行うものとする。特に同項第1号について、自衛隊の任務遂行上重要な装備品の亡失又は損壊に係る事案を、速やかに防衛大臣まで報告する。このため、各部隊等の長は、装備品の亡失又は損壊の可能性がある事案が生起した場合において、当該事案が別紙第2に示す事項に該当する可能性があると認めたならば、搜索結果を待つことなく、海上幕僚監部オペレーション作業室／統合作戦司令部海エレメント経由本職に報告を行うものとする。

上記による報告内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合には、部内外への通報については本要領によらないことができる。

いずれの場合も、速報に集中するあまり、人命救助、保全等に対する意識を低下させることのないよう留意されたい。

添付書類：1 別紙第1・別紙第2

2 防官文第2623号（平成20年3月7日）（所要の向きのみ。）

3 官文第11555号（平成20年10月3日）（所要の向きのみ。）

緊急事態等（基準）

1 速報として報告するもの（別添 2 の抜粋）

（1）重大事故

- ア 艦船、施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの
- イ 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等（以下「危険物等」という。）の流出事故であって次に掲げるもの
 - （ア）危険物等の貯蔵施設等から大量流出等その影響が周辺に及ぶもの
 - （イ）危険物等を輸送する車両、艦船又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）
- ウ 大規模な火災、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの
- エ 自衛隊・在日米軍の艦船、航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の部隊訓練中の事故等であって、死者又は行方不明者を伴うもの。その他社会的影響の大きなもの（国外の自衛隊に関する事案を含む。）
- オ アからエ以外の事故であって重大な人的・物的被害が生じるもの

（2）重大事件

- ア 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件（自衛隊については国外の事案を含む。）
- イ 不審船事案
- ウ 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯（外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第 19 条第 2 項及び第 20 条に該当する事案を含む。）
- エ 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打ち上げ又は発射
- オ 次に掲げる外国軍用機による事件等
 - （ア）外国軍用機による我が国の領空侵犯及び我が国領土への強行着陸等
 - （イ）我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等
 - （ウ）諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に重大な影響を及ぼすもの
 - （エ）自衛隊が派遣されている国等における武力衝突
- （オ）（ア）から（エ）以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの

(3) その他の事態

- ア 我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着
 - イ 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等
 - ウ 我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為
 - エ 我が国周辺諸国による核実験の実施
 - オ 自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの(殺人、強盗等)
 - カ 前号に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故(装備品等の亡失を含む。)等で社会的影響が大きいもの
 - キ 自衛隊員による電子計算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの(本号クに属するものを除く。)
 - ク 自衛隊員による重大な秘密保全事故
 - ケ 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等
 - コ 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの
 - サ 自衛隊における感染症の発生(重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症及び新型インフルエンザ)で社会的影響が大きいもの
 - シ 在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの
- ※武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態はこの例示に含めていない。

2 速報に準じて報告するもの

前項に至らないもので、次に該当するもの。

- (1) 艦船、施設等からの油流出であって、法令で定める海上保安庁への報告基準(100リットル以上又は100メートル×100メートル以上)又は基準以下であっても部外、環境に大きな影響を与える等報告が必要と認められる場合
- (2) 自衛隊又は在日米海軍の艦船の海難事故(人損、物損、衝突、火災、浸水)で海上保安庁に通報したもの

3 その他防衛大臣まで速やかに報告するもの

- (1) 自衛隊の任務遂行上、重要な装備品の亡失又は損壊(別紙第2に基準を示す。)
- (2) 基準に至らない油流出であっても海上保安庁に通報したもの
- (3) 装備品等の落下、亡失等であって、部外機関に通報したもの
- (4) 服務事故であって、部外機関に通報したもの
- (5) 部外機関から公表される海上自衛隊に係る事件、事故

自衛隊の任務遂行上、重要な装備品を亡失又は損壊した際の報告基準

- 1 装備品の亡失又は損壊により任務遂行又は訓練の実施に影響が大きいと考えられ、以下の事項に該当するもの。
 - (1) 装備品と同種の装備品の現装備数量が限定され代替品の確保が困難なもの
 - (2) 装備品の代替品の取得まで長期間を要するもの
 - (3) 装備品の代替品の取得若しくは修理に相当な予算措置が必要なもの又はその可能性があるもの（600万円以上基準）
 - (4) 装備品が部外者に拾得された場合、けがを負わせる等の危険があり、部外機関に通報する必要があるもの
 - (5) 部外機関から公表されるもの
- 2 前項のほか、装備品の亡失又は損壊によって、漁業への影響等対外的に大きな影響を与える又は、その可能性があると判断される場合は、引き続き緊急事態等が発生した際の速報に基づき速報を行うものとする。